

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。

このような力による一方的な現状変更は、明白な国際法違反であり、国際社会の秩序の根幹を揺るがすもので、断じて看過できない。

ここにかすみがうら市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するものである。

政府においては、国際社会との緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるべきである。

以上、決議する。

令和4年3月3日

かすみがうら市議会